

自由論題4、報告1

報告テーマ

現代中国の都市部で法律支援をおこなう「穏健派」弁護士の行動様式

“What motivates the Chinese lawyers to provide legal aid at the grassroots level?”

氏名(所属)

佐藤 奈緒 (東京外国語大学)

SATO NAO (Tokyo University of Foreign Studies)

要旨(800字程度)

本報告の目的は、現代中国の都市部において、なぜ弁護士たちは直接的な見返りがなくてもかかわらず、じぶんの労力や時間を捻出して法律支援(本報告では、無償または安価で当事者にたいして弁護士が法律サービスを提供することをいう)に継続的に参加するのかを、「穏健派」弁護士の行動様式に焦点をあてて、あきらかにすることである。

なぜ弁護士が法律支援をおこなうのかにかんして、先行研究の多くは、弁護士による社会変革ないしは異議申し立て行動という視点から、「国家／社会」という対立的な枠組で説明してきた。こうした文脈では、西欧的な普遍的価値をかかげて現体制とすどく対立する「急進派」の“勇気ある”行動は、社会変革としてのインパクトの大きさから注目を集めてきたいっぽうで、既存の制度の枠内において地道な法律支援をおこなうだけにとどまる穏健派はあまり注目されてこなかった。だが急進派の大部分は穏健派から転身してきたとの先行研究の指摘(Fu and Cullen 2011)もあり、穏健派の行動様式をあきらかにすることには、急進派の活動を研究するうえでも有意義とおもわれる。

本報告では、弁護士たちの活動を、政府への異議申し立て行動ととらえるのではなく、政治体制と無関係におこなわれる「支援」行為ととらえ、「<承認>の論理」——帰属するコミュニティにおける成員からの<承認>の保持のために法律支援をつづける(つづけざるをえない)という行動論理——という視点から数名の穏健派の行動様式を分析し、都市部の法律支援を事例として、中国の草の根の社会運動がたびたび政府の弾圧をうけながらも、したたかに継続するメカニズムを考察する。結論としては、弁護士の法律支援の継続は、政治的動機によってだけでなく、<承認>の保持という行動論理によってもささえられていることをしめす。